

料金その他の供給条件の内容

口座振替割引

1 目 的

この選択約款は、当社が指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）による料金の支払いを促進することによって、営業費の削減を図り、当社の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第7項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成19年2月7日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯、臨時電灯B、臨時電灯C、公衆街路灯B、低圧電力、臨時電力、農事用電力、または選択約款の時間帯別電灯〔夜間8時間型〕、時間帯別電灯〔夜間10時間型〕、季節別時間帯別電灯、低圧高負荷契約、深夜電力B、第2深夜電力もしくは融雪用電力として電気の供給を受け、料金を口座振替により支払われる従量制供給のお客さまで、かつ、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契 約 の 成 立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

5 料 金

各月の料金は、従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力，農事用電力，時間帯別電灯 [夜間 8 時間型]，時間帯別電灯 [夜間 10 時間型]，季節別時間帯別電灯，低圧高負荷契約，深夜電力 B，第 2 深夜電力または融雪用電力によって料金として算定された金額から次の口座振替割引額を差し引いたものとしたします。ただし，当該月における口座振替割引額は，従量電灯，臨時電灯 B，臨時電灯 C，公衆街路灯 B，低圧電力，臨時電力，農事用電力，時間帯別電灯 [夜間 8 時間型]，時間帯別電灯 [夜間 10 時間型]，季節別時間帯別電灯，低圧高負荷契約，深夜電力 B，第 2 深夜電力または融雪用電力によって料金として算定された金額を上回らないものとしたします。また，その 1 月の料金がお客さまの指定する口座から 1 回目の振替日に引き落とされなかった場合は，当社は，次の口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と次の口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を原則として翌月の料金に加算し，その月の料金として申し受けます。

1 契 約 に つ き	52円50銭
-------------	--------

6 そ の 他

その他の事項については，供給約款，時間帯別電灯 [夜間 8 時間型]，時間帯別電灯 [夜間 10 時間型]，季節別時間帯別電灯，低圧高負荷契約，深夜電力，第 2 深夜電力または融雪用電力に定めるところによるものとしたします。

附 則（実施期日）

この選択約款は，平成19年4月1日から実施いたします。